

仕 様 書

1. 件 名 熊本運輸支局（本庁舎）他 2 箇所官用車交換契約
2. 概 要 一般公用車として使用する。
3. 納入場所 (1) 九州運輸局熊本運輸支局（本庁舎）
熊本市東町 4 - 1 4 - 3 5
(2) 九州運輸局熊本運輸支局（三角庁舎）
宇城市三角町三角浦 1 1 6 0 - 2 0 三角港湾合同庁舎
(3) 九州運輸局宮崎運輸支局
宮崎市本郷北方 2 7 3 5 - 3
4. 車種仕様
 3. (1) ~ (3) 共通事項
 - ①「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）の規定に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 3 1 年 2 月 8 日変更閣議決定）に該当する自動車とする。
 - ②車種は、ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む）とする。
 - ③変速機は MT 以外とする。
 - ④塗色及び内装は貴社標準色とし、詳細については契約後協議して決めるものとする。
 - ⑤令和元年若しくは令和 2 年製作の新車とし、同一車種、仕様とする。

※なお、同等以上の車両でも可能とする。
 3. (1) 仕様
 - ①総排気量は、以下のとおりとする。
 - 1, 8 0 0 cc 相当以上(ガソリン車)
 - 1, 5 0 0 cc 相当以上(ハイブリッド車)
 - ②車両の重量は、1, 5 0 0 kg 未満とする。
 - ③車両の長さは、4. 0 m 以上とする。
 - ④車両の高さは、1. 8 m 未満とする。
 - ⑤荷物室の長さ及び幅がそれぞれ 9 0 0 mm 以上あること。
 - ⑥乗車定員 5 人以上のハッチバック、ワゴン若しくはミニバンタイプの乗用車とする。
 3. (2) 仕様
 - ①総排気量は、以下のとおりとする。
 - 1, 5 0 0 cc 相当以上(ガソリン車)
 - 1, 2 0 0 cc 相当以上(ハイブリッド車)
 - ②車両の重量は、1, 3 0 0 kg 未満とする。
 - ③車両の長さは、3. 9 m 以上とする。
 - ④車両の高さは、1. 5 5 m 未満とする。
 - ⑤乗車定員 5 人以上のコンパクトタイプの乗用車とする。

3. (3) 仕様
- ①総排気量は、以下のとおりとする。
 - 1, 800cc～2, 000cc 相当以上(ガソリン車)
 - 1, 500cc 相当以上(ハイブリッド車)
 - ②車両の重量は、1, 500kg未満とする。
 - ③車両の長さは、4. 0m以上とする。
 - ④車両の高さは、1. 55m未満とする。
 - ⑤乗車定員5人以上のセダンタイプの乗用車とする。
5. 台数 3台
6. 納入期限 令和2年12月25日
7. 標準装備部品
- ①ABS (アンチロックブレーキシステム)
 - ②電動格納式ドアミラー
 - ③運転席・助手席エアバッグ
 - ④純正エアコン
 - ⑤UV カットガラス
 - ⑥全席パワーウィンドー
 - ⑦AM/FM ラジオ
 - ⑧標準工具一式を含むものとする。
8. オプション
- ①フロアマット一式
 - ②サイドバイザー一式
 - ③ナンバーフレーム (前後) 一式
 - ④フォグランプ
 - ⑤VICS 対応 SD ナビゲーションシステム
(後方安全確認用カメラ付でナビへの接続まで含む。) 一式
 - ※テレビチューナーは無効にすること。
 - ⑥ETC 車載器及びセットアップ 一式
 - ⑦スペアキー1個 (マスターキーを含め2個とする)
 - ⑧コーナーセンサーもしくは、アラウンドビューモニター 一式
 - ※駐車時における周囲の安全が確認できる装置を備えつけること。
 - ⑨自動車登録番号標については、図柄入り番号 (地方版) にすること。
9. 下取車
3. (1) 納品場所
平成16年2月登録
ニッサン ブルーバードシルフィー 熊本501ぬ3506
走行距離 117,746km(令和2年6月1日現在)
3. (2) 納品場所
平成16年1月登録
ニッサン ブルーバードシルフィー 熊本501と7281
走行距離 159,848km(令和2年6月1日現在)
3. (3) 納品場所
平成16年2月登録
ニッサン ブルーバードシルフィー 宮崎500む6506
走行距離 128,091km(令和2年6月1日現在)
※下取車の確認を行う場合は、担当者に事前に連絡をすること。

10. 保 証 メーカー保証期間は無償修理を行い、その他期間外で重大な故障があった場合は、協議のうえ無償修理を行わせることがある。
11. そ の 他 ①登録等に関する諸手続は、納入業者が行うものとし、納入費用は納入業者負担とする。
②自動車重量税、自動車賠償責任保険（36ヶ月）並びに自動車リサイクル料金は入札価格に含める。
③上記②の費用は、受注者の立替払いとし、支払い請求時にあわせて請求するものとする。
④当該交換購入契約に際し、九州運輸局熊本運輸支局(本庁舎、三角庁舎)及び宮崎運輸支局から引き渡し予定の自動車については、すでに自動車リサイクル料金を預託済みである。
⑤9に示す自動車の所有権は、受注者に譲渡する日をもって、当該自動車の最終所有者ではなくなる。よって既に預託済みの資源化預託金等を受注者に請求するので、受注者は別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付するものとする。なお、再資源化預託金等の預託証明書は、上記納付の確認後、引き渡すものとする。
⑥受注者は自動車の引き渡しの日から15日以内に移転登録をし、自動車検査証の写し又は登録事項等証明書を提出すること。
⑦ 本仕様書に記載なき事項は、担当者の指示に従うこと。